

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

公 告	ページ
○高知県立県民文化ホールの指定管理者の募集	(文化国際課) 1
○田ノ浦漁港製氷貯氷施設の指定管理者の募集	(漁港漁場課) 1

公 告

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立県民文化ホール（以下「ホール」という。）
 - (2) 施設の所在地
高知市本町四丁目3番30号
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) ホールの利用の許可等、許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務
 - (2) ホールの利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - (3) ホールの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - (4) ホールの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、ホールの利用において、県民の平等利用を確保し、ホールの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、ホールの管理運営を安

定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれら

のものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 2の業務に係る管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

ク 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ アからクまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和5年9月8日（金）から同年11月6日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、令和5年11月6日午後5時15分までに7の提出場所に到着すること。

(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を令和5年9月25日（月）から同年10月20日（金）まで（日曜日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に7の提出場所に提出すること。

(4) 現地説明会を令和5年9月22日（金）午前10時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に

申し込むこと。

(5) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県文化生活スポーツ部文化国際課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140201/>）からも入手することができる。

(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とホールの指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結する。

7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県文化生活スポーツ部文化国際課

電話番号088-823-9793

ファクシミリ番号088-823-9296

電子メールアドレス140201@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第20条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和5年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
田ノ浦漁港製氷貯氷施設（以下「製氷貯氷施設」という。）
 - (2) 施設の場所
宿毛市小筑紫町田ノ浦1340
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 製氷貯氷施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - (2) 製氷貯氷施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

<p>(3) 製氷貯氷施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 製氷貯氷施設の運営管理に関する業務</p> <p>(5) 漁業者等（漁業者、市場運営者、漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業者及び物流事業者をいう。）及びこれら以外の者への氷の供給に関する業務</p> <p>(6) 製氷貯氷施設を利用する者に対するIDカードの発行に関する業務</p> <p>(7) 漁業者及び関係機関との調整に関する業務</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げる業務のほか、製氷貯氷施設の設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、製氷貯氷施設の利用において、公平な利用を確保し、製氷貯氷施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、製氷貯氷施設の管理運営を安定して継続的に行うことができ、併せて宿毛市小筑紫町田ノ浦漁港内に管理事務所を設けることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。 なお、グループ構成は、次のいずれかとする。 (1) 県内事業者のみによるもの (2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続 (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。 ア 2の業務に係る事業計画書 イ 2の業務に係る収支予算書 ウ 2の業務に係る納付額提案書 エ 定款、規約その他これらに類する書類 オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。） カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p>	<p>キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>ク 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの</p> <p>(2) 募集期間は、令和5年9月8日（金）から同年11月6日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年11月6日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) 現地説明会を令和5年9月20日（水）午後2時から午後4時まで開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。</p> <p>(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。 なお、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項及び管理運営業務仕様書等は、高知県水産振興部漁港漁場課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040501/）からも入手することができる。</p> <p>(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と製氷貯氷施設の管理運営業務に関する協定を締結するものとし、指定管理者は、当該協定に基づき業務に係る納付額を県に支払うものとする。</p> <p>7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布場所並びに問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県水産振興部漁港漁場課 電話番号088-821-4836 ファクシミリ番号088-821-4529 電子メールアドレス040501@ken.pref.kochi.lg.jp</p>	
--	--	--